

県有財産売却の一般競争入札を次のとおり行う。

平成二十六年一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 入札に付する物件

種別	製作年度	個数	延長(m)
浮桟橋	平成一〇年度	一八個	一〇八・〇

二 入札の申込先及び受付期間

1 申込先

〒七三四―〇〇一一 広島市南区宇品海岸二丁目二三番五三号

広島県広島港湾振興事務所港営課

2 受付期間

平成二十六年一月八日(水)から平成二十六年一月二十一日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前九時から午後五時まで

郵送の場合は、平成二十六年一月二十一日(火)午後五時必着とする。

三 入札申込方法等

1 申込方法

入札申込書に必要事項を記入・押印し、印鑑登録証明書(発行日から三か月以内のもの)一通を添付の上、直接持参又は郵送により申し込むこと。

2 申込みにあたっての留意事項

共有による取得の希望がある場合、入札申込書に各々の共有持分を明記の上、共有予定者全員の連名で申込むこと。

3 物件の確認について

物件説明会を次のとおり実施する。

物件説明会への参加を希望する場合は、事前に申込みをすること。

(一) 開催日時 平成二十六年一月十五日(水)午後二時

(二) 開催場所 広島市佐伯区海老園三丁目二五番一号(物件保管場所)

四 入札の日時及び場所

入札の日時	入札場所
平成二十六年一月二十四日(金)午前一〇時	広島県広島港湾振興事務所 大会議室

五 入札参加資格

入札には、個人、法人を問わず誰でも参加することができる。
また、二人以上の共有名義で参加することもできる。

ただし、次に掲げる者は、入札に参加できない。

1 本件一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

2 次のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(一) 県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められて、三年を経過しない者

(二) 県の行う競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合したと認められて、三年を経過しない者

(三) 県の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は県との契約者が契約を履行することを妨げたと認められて、三年を経過しない者

(四) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたと認められて、三年を経過しない者

(五) 正当な理由なくして、県との契約を履行しなかったと認められて、三年を経過しない者

(六) 2の(一)から(五)までの規定により、一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したと認められて、三年を経過しない者

3 次のいずれかの場合に該当する者

(一) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(二) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(四) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは3(四)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

1 入札保証金の納付

入札に参加する者は、入札金額の、百分の五以上の額を入札保証金として、現金又は金融機関の自己宛小切手によって、入札当日、入札開始前に入札保証金を納付すること。

2 入札保証金の還付等

入札保証金は、次のとおり処理する。

(一) 落札者

売買代金へ充当する。

(二) その他の者

入札当日の入札保証金納付時に交付する納記と引換えに還付する。

(三) その他

入札参加者が入札に関し不正な行為をしたときは、その者の納付した入札保証金は県に帰属する。

七 無効入札について

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

1 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

2 入札が取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。

3 入札者が二以上の入札をしたとき。

4 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。

5 入札者が談合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があつたとき。

6 入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。

7 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

8 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。

9 入札書の入札金額が訂正してあるとき。

10 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し又は削除した場合にその箇所に押印のないとき。

八 その他

1 入札に必要な書類は、広島県土木局港湾振興課港営グループ及び広島県広島港湾振興事務所港営課に備え付けてある。

2 物件は保管場所（広島市佐伯区海老園三丁目二五番一号）での引渡しとなる。

3 入札等に関する問合せ先

広島県広島港湾振興事務所港営課

電話（〇八二）二五一―七一四一

広島県土木局港湾振興課港営グループ

電話（〇八二）五一三―四〇一九